

朝日塾中等教育学校
生成 AI 利用に関するガイドライン

第一版 2025 年 6 月 1 日

1. 生成 AI の概要

- (1) 生成 AI (Generative AI) は、人工知能技術の一つである。AI (Artificial Intelligence : 人工知能) は、人間の知的能力をコンピュータ上で表現する技術であり、様々な分野で開発と利活用が行われています。生成 AI は、AI を用いて、創造的な成果物を作り出すことが特徴です。
- (2) 生成 AI は、大規模言語モデル (LLM) に基づいて、次に来る単語や文を推測し、「それらしい応答」を生成します。
- (3) 指示文 (プロンプト) を工夫することで、より確度の高い結果が得られますが、回答は誤りを含む可能性が常にあり、回答に、事実と全く異なる内容や、文脈と無関係な内容 (いわゆるハルシネーション) などが含まれることもあります。
- (4) AI がどのようなデータを学習しているのか、学習データをどのように作成しているのか、どのようなアルゴリズムに基づき回答しているのか等の「透明性に関する懸念」が指摘されています。
- (5) 機密情報が漏洩しないか、個人情報の不適正な利用を行っていないか、回答の内容にバイアスがかかっていないか等の「信頼性に関する懸念」が指摘されています。

2. 基本的な考え方

- (1) 生徒だけでなく教職員も多様な「ものの見方」に接した上で、自分自身の考えをまとめることが重要です。生成 AI によって出力された回答は、多様性を広げるものになり得ます。
- (2) 生成 AI の能力は、今後急速に向上し、生徒が生きるこれからの社会では、日常的に使用したり、意識しないうちに利用したりすることになります。生徒には、学校教育の中で正しい使い方を学ぶ機会を創出することが重要です。
- (3) 生成 AI によって出力された回答は、たとえ当事者の指示のもとに作成されたものであっても、当事者が作成したものと考えるべきではありません。
- (4) 生成 AI の技術は、未加工の膨大なデータを利用することで、確率的には支持率が高いデータを活用する傾向があると思われる。しかし、データはすべて正しいものとは言えないため、生成 AI によって出力された回答が正しいものとは言えないということを認識すべきです。

3. 個人情報やプライバシーに関する情報の保護

- (1) 生成 AI に入力した個人情報やプライバシーに関する情報が、生成 AI の機械学習に利用されることがあり、生成 AI から回答として出力されるリスクがあります。また、生成 AI が出力した回答に不正確な個人情報やプライバシーに関する情報が含まれるリスクもあります。
- (2) 上記の点を踏まえ、学校教育においては、生徒が校内や家庭で利用する場合、教職員が授業や校務等で利用する場合のいずれにおいても、以下の点に留意することが必要です。
 - ・生成 AI に指示文 (プロンプト) を入力する際は、個人情報やプライバシーに関する情報を入力しない

- ・生成 AI が出力した回答に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれている場合には、その回答の利用は差し控える
- ・アカウントを設定し、使い始める際、入力した指示文（プロンプト）が機械学習に利用されない設定とする

4. 著作権の保護

(1) 基本的考え方

- ・著作権は、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護することを目的としています。単なるデータ（事実）やアイデア（作風・画風など）は含まれません。
- ・他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権など）の対象となる用（複製やアップロード）を行う場合、原則として著作権者の許諾が必要となります。ただし、私的利用や、学校の授業における複製等においては、著作権者の許諾なく利用可能な場合があります。

(2) 学校における生成 AI 利用の留意点

- ・学校においても、生成 AI を利用して出力した文章等を利用する場合においては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要があります。生成物に他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は著作権侵害となり得ます。
- ・学校の授業では、著作権法第 35 条により許諾なく著作物の複製や公衆送信ができるため、教師や児童生徒が生成 AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能です。他方、一般向けに学校 HP に掲載することや、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を要します。

5. 生徒が生成 AI を利用する際のチェックリスト

※「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」より抜粋

- ☐ 生成 AI ツール提供者が定める規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）
 - ・ ChatGPT（OpenAI 社）：13 歳以上、18 歳未満の場合は保護者同意が必要
 - ・ Copilot（Microsoft 社）：13 歳以上、18 歳未満の場合は保護者同意が必要
 - ・ Gemini（Google 社）：個人の Google アカウントの場合は 13 歳以上、
(学校用の Google アカウントの場合、学校管理者の同意が必要)
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方に関して、十分な指導が行われているか
- ☐ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かを学校は判断しているか
- ☐ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導が行われているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導が行われているか
- ☐ 生成 AI に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導が行われているか
- ☐ 生成 AI を利用した成果物について、生成 AI を利用した旨や生成 AI から引用をしていることを明示するよう、十分な指導が行われているか
- ☐ 長期休業中の課題に関して、生成 AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは、不適切または不正な行為であること、自分のためにならないこと等を教師は生徒に伝えているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して学校は生成 AI ツールを選択しているか
- ☐ 生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、学校は保護者に対し周知しているか

6. 教職員が生成 AI を校務で利用する際のチェックリスト

※「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」より抜粋

- ☐ 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- ☐ 生成 AI ツール提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
※教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成 AI ツール提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

【補足資料】学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例

※「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」より

Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例

（利活用が考えられる例）

- 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する
- グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する
- プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する
- 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
- 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

（不適切と考えられる例）

- 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- 定期考査や小テスト等で使わせる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき）
- 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる